

江迎地区学校運営協議会規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、江迎地区小中学校に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 名称及び目的

(名称)

第2条 本会は、江迎地区学校運営協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、江迎中学校、江迎小学校及び猪調小学校(以下「学校」という。)の輪番制とする。

(目的)

第4条 協議会は、学校運営に関して佐世保市教育委員会(以下「教育委員会」という)及び学校長の権限と責任の下、学校運営に対する地域住民の参画と連携の強化を促進し、地域の特色を生かした学校づくりに取り組むことを目的とする。

第3章 組織

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校の所在する地域住民
- (2) 学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 学校の校長及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 学校長は、委員の候補となる者を推薦することができる。

3 委員の定数は、25人以内とする。

4 委員に欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たな委員を委嘱又は任命することができる。

(役員)

第6条 協議会に会長及び副会長(各1名)を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第5条第4項及び補欠による委員の選任にあつては、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席で成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 会議は、学校職員の採用及びその他の任用に関する事項の審議並びに協議会が必要と認める場合を除き公開する。

2 会議を傍聴しようとする者は、予め会長に申し出なければならない。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 活動及び基本方針等

(活動)

第11条 学校は、毎年度次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) その他、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

2 協議会は、地域学校協働本部(以下「協働本部」という。)と連携・協働し、地域コミュニティ活動に対する実施要領の確認と共に実践に参画する。

(基本方針等)

第12条 学校は、前条第1項の規定に基づき承認を受けた基本的な方針に沿って、学校運営に努めるものとする。

2 協議会は、適正な学校運営に配慮し、前条第1項各号の承認については、すみやかにその審議を行うものとする。

第6章 意見、評価及び情報の提供

(意見の申出)

第13条 協議会は、学校運営に関する事項について、教育委員会及び学校長に対して意見を述べることができる。

(評価)

第14条 協議会は、毎年1回以上、学校の運営状況について評価を行うことができるものとする。

(情報の提供)

第15条 協議会は、その活動状況について、地域住民に対し積極的な情報の提供に努めるものとする。

第7章 その他

(疑義の決定)

第16条 本規約に定めるもののほか疑義が生じた事案については、佐世保市学校運営規則に基づき必要な対応を執るものとする。

附 則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。